毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……（人事課）　39
○北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則
……（道立病院管理局）　43
○北海道財務規則の一部を改正する規則……（出納局総務課）　45

訓　　令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……（人事課）　45
○北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令……（人事課）　45

告　　示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）……（総務業務センター）　46
○猟区の認可……（自然環境課）　48
○有害図書類の指定……（道民活動文化振興課）　48
○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正…（道立病院管理局）　48
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　48
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　49
○道路の供用の開始……（道路課）　50

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　50
○特定調達契約に係る落札者等の公示……　52

道選挙管理委員会告示

○北海道知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…　52
○北海道議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……　52

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……　52
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……　53
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……　53
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……　53
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……　54

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……　54

規　　則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第82号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２款　道立精神科病院（第85条－第87条）」を「第２款　道立精神科病院（第85条－第87条）
第２款の２　子ども総合医療・療育センター（第87条の２－第87条の４）」に、「第８款　小児総合保健センター（第103条－第107条）」を「第８款　削除」に改める。

第７条第２項保健福祉部道立病院管理局の事項中「及び精神科病院」を「、精神科病院及び子ども総合医療・療育センター」に改める。

第12条の３障害者保健福祉課の事項第８号中「小児総合保健センター、」を削り、「肢体不自由児施設」の次に「（第３章第５節第13款第１目に規定する肢体不自由児施設をいう。第87条の４を除き、以下同じ。）」を加える。

第３章第５節第２款の次に次の１款を加える。

第２款の２　子ども総合医療・療育センター

（名称及び位置）

第87条の２　北海道病院事業条例により設置された子ども総合医療・療育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名　　称	位　　置
北海道立子ども総合医療・療育センター	札　幌　市

（所掌事務）

第87条の３　子ども総合医療・療育センターは、次の事務を所掌する。

⑴　疾病を有する小児及び周産期にある母子に係る診療及び看護を行うこと。

⑵　上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な小児を治療するとともに、独立自活に必要な知

識及び技能を与えること。
(3) 小児及び周産期にある母子に係る健康相談及び保健衛生指導を行うこと。
(4) 小児医学、周産期医学及び療育に関する調査及び研究を行うこと。
(5) その他設置の目的を達成するために必要な事業

（内部組織及び分掌事務）

第87条の４ 子ども総合医療・療育センターに企画総務課、内科部、外科部、検査部、手術部、放射線部、総合発達支援センター、特定機能周産期母子医療センター、循環器病センター、相談支援室、医療安全推進室及び看護部を置き、次の事務を分掌させる。

企画総務課
(1) 子ども総合医療・療育センター業務一般の企画及び総合調整に関すること。
(2) 庶務に関すること。
(3) 財務に関すること。
(4) 診療の受付け及び患者の入退院に関すること。
(5) 医療統計に関すること。
(6) その他医療事務に関すること。

内科部及び外科部
(1) 患者の診療及び救護に関すること（総合発達支援センター、特定機能周産期母子医療センター及び循環器病センターの主管に属するものを除く。）。
(2) 保健指導に関すること（特定機能周産期母子医療センター及び循環器病センターの主管に属するものを除く。）。
(3) 診療諸室の管理に関すること（総合発達支援センター、特定機能周産期母子医療センター及び循環器病センターの主管に属するものを除く。）。
(4) 診療に係る諸記録の整理及び保管に関すること（総合発達支援センター、特定機能周産期母子医療センター及び循環器病センターの主管に属するものを除く。）。

検査部
(1) 患者の診療に係る諸検査に関すること。
(2) 病理解剖に関すること。
(3) 検査諸室の管理に関すること。
(4) 検査記録の整理及び保管に関すること。

手術部
(1) 手術に関すること。
(2) 手術諸室の管理に関すること。
(3) 手術記録の整理及び保管に関すること。
(4) 医療材料の整備、滅菌、消毒及び受払に関すること。
(5) 医療材料諸室の管理に関すること。
(6) 医療材料に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

放射線部
(1) 放射性同位元素の使用管理に関すること。
(2) 放射線の障害防止に関すること。
(3) 放射線療法に係る諸記録の整理及び保管に関すること。
(4) 放射線透視及び写真撮影に関すること。
(5) 放射線による治療及び検査に関すること。
(6) 磁気共鳴装置による検査に関すること。
(7) 放射線諸室の管理に関すること。
(8) 放射線及び磁気共鳴装置に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

総合発達支援センター
(1) 肢体不自由児の診療に関すること。
(2) 理学療法に関すること。
(3) 作業療法に関すること。
(4) 機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に関すること。
(5) 両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に関すること。
(6) 総合発達支援センターの診療諸室及び訓練諸室の管理に関すること。
(7) 総合発達支援センターの診療及び訓練に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

特定機能周産期母子医療センター
(1) 周産期にある母子の診療及び救護に関すること。
(2) 周産期にある母子の保健指導に関すること。
(3) 特定機能周産期母子医療センターの診療諸室の管理に関すること。
(4) 特定機能周産期母子医療センターの診療に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

循環器病センター
(1) 循環器病に係る診療及び救護に関すること。
(2) 循環器病に係る保健指導に関すること。
(3) 循環器病センターの診療諸室の管理に関すること。
(4) 循環器病センターの診療に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

相談支援室
(1) 相談・支援に関すること。
(2) 医療及び療育に係る職員の研修に関すること。

医療安全推進室
子ども総合医療・療育センターにおける医療事故の防止及び医療の安全の推進に関すること。

看護部

(1) 看護及び診療補助に関すること。

(2) 看護職員の勤務配置に関すること。

(3) 看護職員の管理に関すること。

(4) 看護学生の教育及び実習指導に関すること。

(5) 病室に関すること。

(6) 患者の生活指導に関すること。

2 相談支援室に相談支援課を置き、次の事務を分掌させる。

(1) 各種保険給付の取扱いに関すること。

(2) 医療社会事業に関すること。

(3) 北海道病院事業条例第２条の２に規定する肢体不自由児施設に係る入退院に関すること。

(4) 前号の肢体不自由児施設に関すること。

(5) 第３号の肢体不自由児施設に係る入院児の職業訓練及び職業指導に関すること。

(6) その他肢体不自由児の更生指導に関すること。

(7) 関係機関との連絡及び連携に関すること。

(8) 在宅生活支援に関すること。

(9) 医療及び療育に係る職員の研修に関すること。

第94条第１項中「、健康科学部」の次に「、食品薬品部」を加える。

第３章第５節第８款を次のように改める。

第８款 削除

第103条から第107条まで 削除

第128条の表北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの項を削る。

第129条中「肢体不自由児施設」を「旭川肢体不自由児総合療育センター」に改める。

第130条第１項中「肢体不自由児施設」を「旭川肢体不自由児総合療育センター」に、「医務課」を「医療課」に改め、同条第２項を削る。

第131条第３項を削る。

別表第８その２の表保健福祉部道立病院管理局の項中「及び精神科病院」を「、精神科病院及び子ども総合医療・療育センター」に改める。

別表第10の(1)の表出先機関の項中「、小児総合保健センター」を削り、同表中

「

乳児院 肢体不自由児施設

」を

「

道立病院 道立精神科病院 子ども総合医療・療育センター 肢体不自由児施設 精神保健福祉センター 道立病院 道立精神科病院 看護学院 診療所

」に、

「

肢体不自由児施設	医長

」を

「

センター 診療所 看護学院 精神保健福祉センター 肢体不自由児施設 乳児院

」に、

「

道立病院 小児総合保健センター 道立精神科病院	薬局長

」を

「

道立病院 道立精神科病院 子ども総合医療・療育センター 肢体不自由児施設	医長 薬局長

」に、

「

肢体不自由児施設 道立病院 小児総合保健センター 道立精神科病院	総看護師長	上司の命を受け、看護師を指揮して看護業務を処理する。

」を

「

道立病院 道立精神科病院 肢体不自由児施設	総看護師長	上司の命を受け、看護師を指揮して看護業務を処理する。
子ども総合医療・療育センターに置くセンター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

」に改める。

別表第11の(1)の表中

「

土木現業所 小児総合保健

」を

「

土木現業所

」に、

センター

「

石狩保健福祉事務所の児童相談部	副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。

」を

「

子ども総合医療・療育センター	小児医療監 療育監	
子ども総合医療・療育センターの看護部	副看護部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
石狩保健福祉事務所の児童相談部	副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。

」に、

「

衛生学院の課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。

」を

「

衛生学院の課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
子ども総合医療・療育センターの相談支援課	企画主幹	上司の命を受け、相談支援業務に関する特定の事務に従事する。

」に、

「

森づくりセンターの管理課	主幹	上司の命を受け、森林の総合利用の推進に関する事務に従事する。

」を

「

子ども総合医療・療育センターの医療安全推進室	主幹	上司の命を受け、医療安全に関する特定の事務に従事する。
子ども総合医療・療育センターの企画総務課		上司の命を受け、医療管理に関する特定の事務に従事する。
森づくりセン	主幹	上司の命を受け、森林の総合利用の推進に関

ターの管理課　する事務に従事する。

」に、

「

道立病院 道立病院の課 道立精神科病院の課 子ども総合医療・療育センター 子ども総合医療・療育センターの部、室、課及び室の課 衛生学院の課 心身障害者総合相談所の課 精神保健福祉センターの部 肢体不自由児施設の課 児童自立支援施設の課	に、	小児総合保健センター　放射線部 小児総合保健センター　検査部

」を

「

肢体不自由児施設の課 小児総合保健センターの部の課 心身障害者総合相談所の課 精神保健福祉センターの部 道立病院 道立病院の課 道立精神科病院の課 衛生学院の課 児童自立支援施設の課	を	子ども総合医療・療育センター　検査部 子ども総合医療・療育センター　手術部 子ども総合医療・療育センター　放射線部

」に、

「

肢体不自由児施設 小児総合保健センター 道立病院 道立精神科病院	を	道立病院 道立精神科病院 子ども総合医療・療育センターの看護部 肢体不自由児施設

」に、

「

小児総合保健センター	栄養科長	上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事する。

」を

「

子ども総合医療・療育センターの看護部	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理する。

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成19年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

小児総合保健センター	子ども総合医療・療育センター
小児総合保健センター総務部総務課	子ども総合医療・療育センター企画総務課
小児総合保健センター総務部医事課	子ども総合医療・療育センター企画総務課
小児総合保健センター総務部相談室	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課
小児総合保健センター内科部	子ども総合医療・療育センター内科部
小児総合保健センター外科部	子ども総合医療・療育センター外科部
小児総合保健センター手術部	子ども総合医療・療育センター手術部
小児総合保健センター検査部	子ども総合医療・療育センター検査部
小児総合保健センター放射線科部	子ども総合医療・療育センター放射線部
札幌肢体不自由児総合療育センター	子ども総合医療・療育センター
札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課（給食係の職員である者を除く。）	子ども総合医療・療育センター企画総務課
札幌肢体不自由児総合療育センター指導課	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課
札幌肢体不自由児総合療育センター医療課（放射線係の職員である者に限る。）	子ども総合医療・療育センター放射線部
札幌肢体不自由児総合療育センター訓練課	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター
札幌肢体不自由児総合療育センター整形外科部	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター
札幌肢体不自由児総合療育センター小児科部	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター
札幌肢体不自由児総合療育センター麻酔部	子ども総合医療・療育センター手術部

3　施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

小児総合保健センター総務部相談室相談係長	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課相談支援係長
小児総合保健センター看護師長	子ども総合医療・療育センター看護部看護師長
札幌肢体不自由児総合療育センター指導課指導係長	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課指導係長
札幌肢体不自由児総合療育センター指導課保育係長	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課保育係長
札幌肢体不自由児総合療育センター訓練課理学療法係長	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター訓練課理学療法係長
札幌肢体不自由児総合療育センター訓練課作業療法係長	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター訓練課作業療法係長
札幌肢体不自由児総合療育センター訓練課言語療法係長	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター訓練課言語療法係長
札幌肢体不自由児総合療育センター看護師長	子ども総合医療・療育センター看護部看護師長

北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第83号

北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道立肢体不自由児総合療育センター付設母子入院施設入院規則の一部改正）

第１条　北海道立肢体不自由児総合療育センター付設母子入院施設入院規則（昭和36年北海道規則第187号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子入院の入院手続等に関する規則

第１条中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は」及び「（以下「母子入院

施設」という。）」を削り、「者」の次に「又は北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第２条の２第２項の規定により北海道立子ども総合医療・療育センターの肢体不自由児施設に入院しようとする者（以下これらを「母子入院事業利用者」という。）」を加える。

第２条中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター院長又は」を削り、「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長」の次に「又は北海道立子ども総合医療・療育センター長」を加え、「「院長」を「「院長等」に改める。

第４条第１項中「母子入院施設を利用する」を「母子入院事業利用者のうち」に改める。

第５条の見出しを「（院長等への委任）」に改め、同条中「母子入院施設の管理規程その他」を「肢体不自由児及びその介護者を入院させ、障害の回復訓練及び生活指導の方法を修得させる事業に関し」に、「院長」を「院長等」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第１条関係）

入　院　申　込　書

年　　月　　日

児童相談所長　様

申　込　者　住所
（介護者）　氏名

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター／子ども総合医療・療育センター の母子入院事業を次の児童とともに利用したいので、世帯調書を添えて申し込みます。

記

児　童　氏　名

（北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部改正）

第２条　北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

（北海道病院事業条例施行規則の一部改正）

第３条　北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の１条を加える。

（入所対象者）

第１条の２　条例第２条の２第１項の肢体不自由児施設（以下「肢体不自由児施設」という。）において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第６項に規定する肢体不自由児施設支援（以下「肢体不自由児施設支援」という。）を受けることができる者は、同項に規定する肢体不自由のある児童であってその保護者が当該児童に係る同法第24条の３第２項の規定による障害児施設給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同条第４項の期間の範囲内において肢体不自由児施設支援を受ける者に限る。）とする。

２　肢体不自由児施設において障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第５条第８項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受けることができる者は、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児であってその保護者が当該障害児に係る障害者自立支援法第19条第１項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同法第22条第４項に規定する支給量及び同法第23条に規定する支給決定の有効期間の範囲内において短期入所を受けるものに限る。）とする。

第６条第１項中「第４条第４項」を「第４条第６項」に改める。

第７条中「、患者」の次に「及び肢体不自由児施設において肢体不自由児施設支援又は短期入所を受ける者（以下「肢体不自由児施設利用者」という。）」を加え、「入院患者に」を「入院患者及び肢体不自由児施設利用者に」に改め、同条ただし書中「退院」の次に「及び肢体不自由児施設利用者の退所」を加える。

第９条の次に次の１条を加える。

（費用）

第10条　肢体不自由児施設利用者からは、児童福祉法第24条の２第１項又は障害者自立支援法第29条第１項に規定する特定費用に相当する実費を徴収することができる。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第４条　北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「及び第２款に規定する道立病院及び道立精神科病院」を「に規定する道立病院、同節第２款に規定する道立精神科病院及び同節第２款の２に規定する子ども総合医療・療育センター」に改める。

第４条第２項第２号中「庶務課長」の次に「（子ども総合医療・療育センターにあっては、企画総務課長）」を加える。

第11条中「起案責任者（決裁権者の直近下位の職（決裁権者を補佐する職を除く。）にある者をいう。）」を「参事（参事が決裁権者の場合にあっては、参事が指定する主幹）」に改める。

（北海道立小児総合保健センター条例施行規則の廃止）

第５条　北海道立小児総合保健センター条例施行規則（昭和52年北海道規則第38号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第84号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「各　看　護　学　院」を「小児総合保健センター」に、「各　看　護　学　院」に、「各肢体不自由児総合療育センター」を「旭川肢体不自由児総合療育センター」に改める。

第26号様式その３（裏面）《注意事項》４を次のように改める。

４　この支払通知書により現金を受け取るときは、受取人又はその代理人であることを証する書面（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

第43号様式第４葉（裏面）《注意事項》２の⑷を次のように改める。

⑷　この支払通知書により現金を受け取るときは、受取人又はその代理人であることを証する書面（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

附　則

１　この規則は、平成19年９月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓　　令

北海道訓令第15号

本　　庁
出先機関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第３号）の一部を次のように改正する。

別表第４の保健福祉事務所の事項第17項中第29号を第31号とし、第１号から第28号までを２号ずつ繰り下げ、同項に第１号及び第２号として次の２号を加える。

⑴　第11条第１項の規定に基づき、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。

⑵　第11条第２項の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等を行った者又はこれらを使用した者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。

別表第６の小児総合保健センター所長の決裁事項の項を次のように改める。

子ども総合医療・療育センター長の決裁事項	事務長	企画総務課長

附　則

この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

北海道訓令第16号

本　　庁
出先機関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「（小児総合保健センターに勤務する者を除く。）」を削り、「肢体不自由児総合療育センター、」を「旭川肢体不自由児総合療育センター、」に、「、診療所及び小児総合保健センター」を「及び診療所」に、「肢体不自由児総合療育センターに」を「旭川肢体不自由児総合療育センター並びに子ども総合医療・療育センターの医療母子病棟及び生活支援病棟に」に、

「

電気技能員	作業衣（上下） 布靴	2 1	1 2	
言語療法、心理判定及び視能訓練の業務に従事する者	白衣（上下）又は白衣	2	1	

」を

「

言語療法、心理判定及び視能訓練の業務に従事する者	白衣（上下）又は白衣	2	1	

」に改

める。

附　則

１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、この訓令による改正後の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されたものとみなす。

告　　示

北海道告示第573号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１台分に係る１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピュータの賃貸借　一式　10台

イ　パーソナルコンピュータの賃貸借　一式　６台

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成19年11月１日から平成23年10月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

⑷　納　入　場　所　　入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

３　契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

４　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館西棟５階９号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道総務部行政改革局総務業務センター）

⑵　入　札　日　時　　平成19年９月26日（水）午前10時（送付による場合は、平成19年９月25日（火）までに必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

５　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

６　一連の調達契約に関する事項

⑴　この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア　名称及び数量　　パーソナルコンピュータの売買　300台

イ　予　定　時　期　　平成19年12月頃

⑵　この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成19年１月16日付け北海道告示第26号

７　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　３に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

８　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１台分に係る１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１台分に係る１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　入札参加申込書の提出

⑴　提　出　期　限　　平成19年９月13日（木）午後５時（送付による場合は、平成19年９月12日（水）必着）

⑵　提　出　場　所　　３に同じ。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑺、⑻、⑼、⑾、⑿及び⒀によるほか、次による。

⑴　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１台分に係る１月当たり

の契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目

電話番号 011－204－5076

11　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

a．Personal Computer 10 1set

b．Personal Computer 6 1set

B．Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., September 26, 2007

(Mailed bids must arrive no latar than September 25, 2007)

C．Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.

Phone : 011-204-5076

北海道告示第574号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　パーソナルコンピュータ　211台

イ　パーソナルコンピュータ　53台

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　日　　平成19年11月９日

(4)　納　入　場　所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3　契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館西棟５階９号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道総務部行政改革局総務業務センター）

(2)　入　札　日　時　　平成19年９月26日（水）午前11時（送付による場合は、平成19年９月25日（火）までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の(2)及び(3)による。

6　一連の調達契約に関する事項

(1)　この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア　名称及び数量　　パーソナルコンピュータの売買　300台

イ　予　定　時　期　　平成19年12月頃

(2)　この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成19年１月16日付け北海道告示第26号

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の(2)のア及び３の(1)による。

9　入札参加申込書の提出

(1)　提　出　期　限　　平成19年９月13日（木）午後５時（送付による場合は、平成19年９月12日（水）必着）

(2)　提　出　場　所　　３に同じ。

10　そ　　の　　他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名　　称　北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所 在 地　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－204－5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 211

b. Personal Computer 53

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., September 26, 2007
(Mailed bids must arrive no latar than September 25, 2007)

C. Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第575号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第１項の規定により猟区の設定を認可したので、同法第70条第１項の規定により次のとおり告示する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1	猟区の名称	西興部村猟区
2	猟区の区域	西興部村全域
3	存続期間	平成19年10月１日から平成26年９月14日まで
4	設定者の名称	特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会　会長　大澤　安廣
5	事務所の位置	北海道紋別郡西興部村字西興部485番地
6	入猟承認料	１人１回（２日間）につき30,000円

北海道告示第576号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第１項第３号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	13319-09	Ketai バンディッツ　９月号　2007年９月１日発行	ミリオン出版株式会社
同	18295-09	漫画　ばんがいち　９月号　2007年９月15日発行	株式会社　コアマガジン
同	08597-9	メンズヤング　９月号　2007年８月30日発行	株式会社　双葉社
同	07653-９	月刊　ビタマン　９月号　2007年９月１日発行	株式会社　竹書房
同	67504-23	ふたりエッチ　アウトドアLOVE編　2007年７月19日発行	株式会社　白泉社
同	03370-09	劇画ＴＶマッドマックス　Vol.１　2007年９月１日発行	株式会社　コアマガジン
同	17939-08	Beppin School　８月号　2007年８月１日発行	株式会社　ジーオーティー
同	08397-09	マガジン・ウォー・ゼット　９月号　2007年９月１日発行	株式会社マガジンマガジン
同	17505-09	バグバグ　９月号　2007年９月１日発行	株式会社　サン出版
同	19673-09	レディースコミック・タブー　９月号　2007年９月１日発行	三和出版株式会社
同	03801-09	コミックアムール　９月号　2007年９月１日発行	株式会社　サン出版

指定の理由　著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第577号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成19年９月１日から施行する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

１出納取扱金融機関の表株式会社北洋銀行の項中「苫小牧北支店　収納及び道立苫小牧病院の支払」の次に「星置支店　収納及び道立子ども総合医療・療育センターの支払」を加える。

北海道告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　勇払郡厚真町字幌内506の１（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　水源のかん養
3　解　除　の　理　由　　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　風害の防備
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第580号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、名寄市・上富良野町（以上１市１町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
名寄市（次の図に示す部分に限る。）
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、名寄市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
名寄市（次の図に示す部分に限る。）
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　川上郡標茶町・阿寒郡鶴居村（以上１町１村について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
鶴居村（次の図に示す部分に限る。）、標茶町
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成19年８月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　江差木古内線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱809番１地先から 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林2276林班に小班地先まで	平成19．9．1
道道　島牧美利河線 北海道小樽土木現業所	島牧郡島牧村字泊392番３地先から 島牧郡島牧村字泊392番３地先まで	同

支　庁　告　示

北海道石狩支庁告示第８号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年８月31日

北海道石狩支庁長　日　野　健　一

１　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

(ｱ)　液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）　１㎏当たりの単価

(ｲ)　粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）　１㎏当たりの単価

(ｳ)　粒状凍結防止剤（混合塩化物）　１㎏当たりの単価

(ｴ)　滑り止め材（千歳出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　１㎏当たりの単価

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　１㎏当たりの単価

(ｵ)　滑り止め材（岩見沢出張所）砂箱用（３㎏袋）　１㎏当たりの単価

(ｶ)　滑り止め材（滝川出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　１㎏当たりの単価

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　１㎏当たりの単価

(ｷ)　滑り止め材（深川出張所）散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　１㎏当たりの単価

(ｸ)　滑り止め材（当別出張所）砂箱用（３㎏袋）　１㎏当たりの単価

(ｹ)　滑り止め材（長沼出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　１㎏当たりの単価

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　１㎏当たりの単価

(ｱ)から(ｹ)まで、それぞれの入札とする。

イ　数量（調達予定数量）

(ｱ)　液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）　861,800㎏

(ｲ)　粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）　226,000㎏

(ｳ)　粒状凍結防止剤（混合塩化物）　885,000㎏

(ｴ)　滑り止め材（千歳出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　15,000㎏

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　60,000㎏

(ｵ)　滑り止め材（岩見沢出張所）砂箱用（３㎏袋）　15,000㎏

(ｶ)　滑り止め材（滝川出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　23,000㎏

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　1,077,000㎏

(ｷ)　滑り止め材（深川出張所）散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　500,000㎏

(ｸ)　滑り止め材（当別出張所）砂箱用（３㎏袋）　20,000㎏

(ｹ)　滑り止め材（長沼出張所）

a　砂箱用（３㎏袋）　10,000㎏

b　散布用（バラ及び１ｔフレキシブルコンテナ）　130,000㎏

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成19年11月１日から平成20年３月31日まで

(4)　納　入　場　所

ア　札幌土木現業所千歳出張所、岩見沢出張所、滝川出張所、深川出張所、当別出張所及び長沼出張所の指定する場所

イ　札幌土木現業所岩見沢出張所、滝川出張所、当別出張所及び長沼出張所の指定する場所

ウ　札幌土木現業所千歳出張所、岩見沢出張所、滝川出張所、深川出張所及び長沼出張所の指定する場所

エ　札幌土木現業所千歳出張所の指定する場所

オ　札幌土木現業所岩見沢出張所の指定する場所

カ　札幌土木現業所滝川出張所の指定する場所

キ　札幌土木現業所深川出張所の指定する場所

ク　札幌土木現業所当別出張所の指定する場所

ケ　札幌土木現業所長沼出張所の指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該物品に関し、仕様書等に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成19年８月31日から10月９日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 064－0811　札幌市中央区南11条西16丁目２番１号
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　札幌市中央区南11条西16丁目２番１号　北海道札幌土木現業所３階第１会議室（送付による場合は、郵便番号 064－0811 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課）

(2)　入札日時　　平成19年10月24日　午後１時30分（送付による場合は、平成19年10月23日必着）

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　４に同じ。

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の(2)のオ及び３の(1)による。

9　その他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名称　　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2)　所在地　　郵便番号 064－0811　札幌市中央区南11条西16丁目２番１号
電話番号 011－561－0383

10　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured.

a．Nature:a unit price per kg

(a)　Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)

(b)　Granular cryoprotectant (Calcium chloride)

(c)　Granular cryoprotectant (A mixture chloride)

(d)　The materials which stop sliding (Chitose branch office)

(1)　A thing to install in a gravel box (Entering 3kg bag)

(2)　A thing to scatter (singly heaping or 1t flexible container)

(e)　The materials which stop sliding (Iwamizawa branch office)
A thing to install in a gravel box (Entering 3kg bag)

(f)　The materials which stop sliding (Takikawa branch office)

(1)　A thing to install in a gravel box (Entering 3kg bag)

(2)　A thing to scatter (singly heaping or 1t flexible container)

(g)　The materials which stop sliding (Fukagawa branch office)
A thing to scatter (singly heaping or 1t flexible container)

(h)　The materials which stop sliding (Toubetu branch office)
A thing to install in a gravel box (Entering 3kg bag)

(i)　The materials which stop sliding (Naganuma branch office)

(1)　A thing to install in a gravel box (Entering 3kg bag)

(2)　A thing to scatter (singly heaping or 1t flexible container)

b．Quantity

(a)　Approximately　　861,800kg

(b)　Approximately　　226,000kg

(c) Approximately 885,000kg
(d)(1) Approximately 15,000kg
(2) Approximately 60,000kg
(e) Approximately 15,000kg
(f)(1) Approximately 23,000kg
(2) Approximately 1,077,000kg
(g) Approximately 500,000kg
(h) Approximately 20,000kg
(i)(1) Approximately 10,000kg
(2) Approximately 130,000kg

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., October 24, 2007
(If mailed, bids must arrive no later than October 23, 2007)

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Spporo District Public Works Management Office, Minami 11-jo, Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan.
Phone : 011-561-0383

北海道釧路支庁告示第４号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年８月31日

北海道釧路支庁長　伊　藤　芳　和

1　落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・１Ｗ付　２台、10ｔ級、６×６、Ａ・Ｇ　１台）　３台
（除雪トラック（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・１Ｗ付）２台及び除雪ドーザ（車、13ｔ級、汎用カプラ付）１台と交換）

2　落札を決定した日
平成19年７月26日

3　落札者の氏名及び住所
(1) 氏　名　三菱ふそうトラック・バス株式会社
(2) 住　所　札幌市白石区中央２条１丁目１番93号

4　落札金額
76,007,400円

5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6　一般競争入札の公告
平成19年６月22日付け北海道釧路支庁告示第３号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地　釧路市双葉町６番10号

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第139号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第１項の規定に基づき、平成19年４月８日執行の北海道知事選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第１項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成19年８月31日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

北海道選挙管理委員会告示第140号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第１項の規定に基づき、平成19年４月８日執行の北海道議会議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第１項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成19年８月31日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

道人事委員会規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則７－1142

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－27）の一部を次のように改正する。

第10条第１項中「小児総合保健センター」を「子ども総合医療・療育センター」に改める。

第13条第１項の表中「（条例第23条の２第１項第１号に規定する業務に係るものに限

る。）」を削る。

第14条第１項中「第22条から第23条の２まで」を「第23条、第23条の２」に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則７－1143

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則７－188）の一部を次のように改正する。

別表第１小児総合保健センターの項を次のように改める。

子ども総合医療・療育センター	(1)　診療放射線技術者	3
	(2)　危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者 (3)　児童指導員及び保育士 (4)　肢体不自由児の心理及び職能の判定業務に直接従事することを本務とする判定員 (5)　理学療法士、作業療法士、理療訓練員、視能訓練士及び言語聴覚士	2
	(6)　看護師長、副看護師長、助産師、看護師及び准看護師 (7)　訓練課長 (8)　企画主幹	1

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則７－1144

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則７－404）の一部を次のように改正する。

第６条中「、診療所、小児総合保健センター」を「、子ども総合医療・療育センター、診療所」に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則７－1145

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－267）の一部を次のように改正する。

別表第１アの表緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンターの部の次に次のように加える。

子ども総合医療・療育センター	センター長 事務長	１種（人事委員会が別に定める場合にあっては、３種）
	企画総務課長 小児医療監 療育監	２種
	部長	３種（人事委員会が別に定める場合にあっては、２種）
	主幹 相談支援課長 副看護部長	４種

別表第１アの表小児総合保健センターの部を削り、同表肢体不自由児総合療育センターの部中

「

事務長	３種（人事委員会が別に定める場合にあっては、２種）
副院長	３種

」を

「

事務長 副院長	３種

」に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則７－1146

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則７－405）の一部を次のように改正する。

別表第１ケの表中

「

6　級	病院の相当困難な業務を処理する総看護師長の職務
7　級	別に定める

」

を

「

6　級	1　病院の相当困難な業務を処理する総看護師長の職務 2　子ども総合医療・療育センターの看護部長の職務
7　級	子ども総合医療・療育センターの困難な業務を処理する看護部長の職務

」

に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月１日から施行する。

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年８月31日

北海道公安委員会委員長　佐々木　亮　子

北海道公安委員会規則第15号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18の２」を「第18条の２」に改める。

第３条の２を次のように改める。

（交通規制の対象から除く車両）

第３条の２　法第４条第２項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　道路標識等による規制の対象から除く車両

ア　警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第１号）による自動車お列内の自動車

イ　警護要則（平成６年国家公安委員会規則第18号）による自動車警護列内の自動車

(2)　最高速度の規制の対象から除く車両

ア　緊急自動車

イ　専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が令第11条に定める速度以下の場合に限る。）

(3)　車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第３号）別表第１規制標識の表に規定するものをいう。）のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の対象から除く車両

ア　急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両

イ　犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他の警察活動のため使用中の車両並びに当該活動のため使用中の車両に誘導されている車両

ウ　公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車（第５号において「選挙運動用自動車等」という。）で、当該目的のため使用中のもの。ただし、別表２に掲げる道路の区間を除く。

エ　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、塵芥車又は糞尿車の登録を受けたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両

オ　道路維持作業用自動車で、当該用務のため使用中の車両

カ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車（別記様式第１号）の標章を掲出しているもの

(ｱ)　専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両

(ｲ)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う一般廃棄物（市町村長から委託を受けて行うものを含む。）の収集のため使用中の車両（エの車両を除く。）

(ｳ)　道路若しくは道路の附属物、信号機、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両（オの車両を除く。）

(4)　停車及び駐車禁止の規制並びに駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

ア　前号アの車両

イ　犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り並びに警備活動のため使用中の車両並びに当該活動のため現に停止を求められている車両

ウ　緊急自動車で当該緊急用務のため使用中のもの

(5)　駐車禁止（法第45条第１項各号を除く。）及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。ただし、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法によること。

ア　選挙運動用自動車等で、当該目的のため使用中のもの

イ　第３号エの車両

ウ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車（別記様式第２号）の標章を掲出しているもの

(ｱ)　道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両

(ｲ)　電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両

(ｳ)　医師法（昭和23年法律第201号）に基づき医業を行う医師による緊急往診のため使用中の車両

(ｴ)　報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(ｵ)　法第51条の４に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ｶ)　第３号カ(ｱ)の車両

(ｷ)　第３号カ(ｲ)の車両

(ｸ)　裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第４号）に基づく強制執行等を迅速に行うため使用中の車両

(ｹ)　狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、北海道知事が指定した捕獲人等が行う犬の捕獲のため使用中の車両

(ｺ)　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、社会復帰調整官が行う緊急用務のため使用中の車両

(ｻ)　道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車の登録を受け、現に歩行が困難な者の輸送のため使用中の車両

エ　次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車（別記様式第２号の２）の標章又は他の都府県公安委員会が交付する同種の標章のうち、次に掲げるもののいずれかに該当する標章を掲出しているもの

(ｱ)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表３の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(ｲ)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表３の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表の２に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ｳ)　療育手帳制度について（昭和48年９月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第３・１(1)に定める重度の障害を有するもの

(ｴ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に定める１級の障害の程度を有するもの

(ｵ)　小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成６年12月１日児発1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている者（日の出から日没までの時間に車両を使用する場合に限る。）

２　前項第３号カ並びに第５号ウ及びエの標章の交付を受けようとする者は、前項第３号カ及び第５号ウの標章にあっては通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（別記様式第３号）により、前項第５号エの標章にあっては駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（別記様式第３号の２）により公安委員会に申請しなければならない。

３　前項の通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書及び駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（第７項及び第８項において「標章交付申請書」という。）には、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。

(1)　第１項第３号カ又は第５号ウの標章

ア　当該車両に係る道路運送車両法第60条第１項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の２第３項に規定する軽自動車届出済証（以下「軽自動車届出済証」という。）の写し

イ　当該用務に使用する車両であることを疎明する書面

ウ　当該車両に係る用務を疎明する書面

(2)　第１項第５号エの標章

ア　交付を受けようとする者が、第５号エに掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面

イ　住民票の写し。ただし、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者にあっては登録証明書の写し

４　公安委員会は、第２項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（第１項第５号エの標章を受けようとする者にあっては、当該標章の交付を受けようとする者）が第１項第３号カ又は第５号ウ若しくはエのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付するものとする。

５　第１項第３号カ又は第５号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条において「標章」という。）は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては外部から見やすい位置）に掲出しなければならない。この場合において、第５号ウ又はエに掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

６　標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

⑵　標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外の目的に使用しないこと。

⑶　標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。ただし、当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。

７　標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、再交付の理由を明らかにし、標章交付申請書により、公安委員会に標章の再交付申請をすることができる。

８　標章の交付を受けた者は、当該標章の記載内容に変更が生じたときは、速やかに標章交付申請書に必要事項を記載し、変更を疎明する資料を添付して公安委員会に申請しなければならない。

９　公安委員会は、標章の交付を受けた者が第６項各号のいずれかに違反したと認めたときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10　標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章（第３号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

⑴　標章の有効期限が経過したとき。

⑵　標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

⑶　標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

⑷　公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第６条第２項中「歩行者用道路又は通行禁止道路の通行許可車（別記様式第６号）の標章」を「通行禁止道路通行許可車証（施行規則別記様式第１の３。以下「通行許可証」という。）」に改める。

第６条第３項を次のように改める。

３　第３条の２第５項前段、第６項（第３号ただし書きを除く。）及び第10項（第２号に限る。）の規定は、前項に規定する通行許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第３条の２第５項前段中「第１項第３号カ又は第５号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条において「標章」という。）」とあり、並びに同条第６項及び第10項中「標章」とあるのは「通行許可証」と読み替えるものとする。

第７条を次のように改める。

（警察署長の駐車許可）

第７条　法第45条第１項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

⑴　当該申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

⑵　当該申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

⑶　駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ　法第77条第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

⑷　駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

２　法第49条の２第５項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

⑴　当該申請に係る日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

⑵　当該申請に係る場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ　方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

⑶　駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ　法第77条第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

⑷　駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

３　前２項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第７号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

４　前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

⑴　当該用務に係る車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

⑵　当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

⑶　当該申請に係る用務を疎明する書面

⑷　当該車両の運転者の自動車運転免許証

５　警察署長は、第１項又は第２項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

６　警察署長は、第１項又は第２項の規定による許可をした場合は、駐車許可証（別記様式第８号）を交付するものとする。

７　第３条の２第５項、第６項及び第10項（第２号に限る。）の規定は、前項に規定する駐車許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第３条の２第５項中「第１項第３号カ又は第５号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条において「標章」という。）」とあり、及び「標章」とあり、並びに同条第６項及び第10項中「標章」とあるのは「駐車許可証」と、同条第５項中「第５号ウ又はエに掲げる車両の」とあるのは「第７条第６項の規定により駐車許可証の交付を受けた」と読み替えるものとする。

第８条第１項中「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に規定する」を削る。

第10条の２中「別表３」を「別表４」に改める。

第12条第３号コ中「（昭和22年法律第165号）」を削り、「日本電信電話株式会社若しくは国際電話株式会社が取扱う」を「電気通信事業法に規定する」に改める。

第13条第３項第１号中「（昭和27年法律第125号）」を削る。

別表３を別表４とし、別表２の次に次の１表を加える。

別表３（第３条の２関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１	特別項症から第４項症までの各項症
聴覚障害		２級及び３級	特別項症から第４項症までの各項症
平衡機能障害		３級	特別項症から第４項症までの各項症
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２	特別項症から第３項症までの各項症
下肢不自由		１級から３級の１までの各級	特別項症から第３項症までの各項症
体幹不自由		１級から３級までの各級	特別項症から第３項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（１上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	――
	移動機能	１級から２級までの各級	――
心臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第３項症までの各項症
じん臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第３項症までの各項症
呼吸機能障害		１級及び３級	特別項症から第３項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級	特別項症から第３項症までの各項症
小腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第３項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級	――

別記様式第１号、別記様式第２号及び別記様式第２号の２を次のように改める。

別記様式第１号（第３条の２関係）

（表）

「　　用務」　番　号　第　　号
発行日　年　月　日

通行禁止除外指定車

車両番号　　号

使　用　者

有効期限　　年　　月　　日まで

公安委員会　印

（裏）

注意事項

１　この標章は、公安委員会による通行禁止道路を通行するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。

※　次の場合には使用できません
- 一方通行の逆行
- 特定禁止区間（署長規制区間）の通行

２　この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。

３　通行禁止道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行してください。

４　現場警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

５　この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。

６　次の場合は、速やかに標章を返納してください。

⑴　有効期限が経過したとき。

⑵　使用する必要がなくなったとき。

⑶　再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。

⑷　公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

注１　用紙の地の色彩は白色、環状の記号は網点で印刷し色彩は黒色、その他の文字の色彩は黒色とする。

２　用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横182ミリメートルとする。

別記様式第２号（第３条の２関係）

（表）

駐車禁止
時間制限駐車区間　除外指定車　番　号　第　　号
発行日　年　月　日

使用中

車両番号　　号

使　用　者

連絡先／用務先　別紙のとおり

有効期限　　年　　月　　日まで

公安委員会　印

（裏）

注意事項

１　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。

※　次のような場所では駐車できません。
- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の８）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第１項各号及び第２項）
- 駐車方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第１項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第２項）

２　この標章は交付目的の用務に使用中の場合以外は使用できません。

３　車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。

４　現場において警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

５　この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。

６　次の場合は速やかに標章を返納してください。

⑴　有効期限が経過したとき。

⑵　使用する必要がなくなったとき。

⑶　再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。

⑷　公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

注１　用紙の地の色彩は白色、環状の記号は網点で印刷し色彩は黒色、その他の文字の色彩は黒色とする。

２　用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横182ミリメートルとする。

別記様式第２号の２（第３条の２関係）

（表）

駐車禁止 時間制限駐車区間 除外指定車	番　号　第　　号 発行日　年　月　日

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限る

運転者の連絡先／用務先　別紙のとおり

有効期限　年　月　日まで

公安委員会　印

（裏）

注意事項

１　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。

※　次のような場所では駐車できません。
- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の８）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第１項各号及び第２項）
- 駐車方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第１項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第２項）

２　この標章は交付目的の用務に使用中の場合以外は使用できません。

３　車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。

４　現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。

５　この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。

６　次の場合は速やかに標章を返納してください。
(1)　有効期限が経過したとき。
(2)　使用する必要がなくなったとき。
(3)　再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。
(4)　公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

被交付者
住　所　　氏　名

注１　用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

２　用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横182ミリメートルとする。

別記様式第２号の３及び別記様式第２号の４を削る。

別記様式第３号を次のように改める。

別記様式第３号（第３条の２関係）

□ 新規（期限切れ）　□ 再交付　□ 更新　□ 記載事項変更（代替・　　）

通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請者　住所
氏名　㊞
電話

交付を受けようとする標章の種別及び申請の理由 （交付を受けようとする標章の種別欄には、該当する箇所の□にレ印を付けること。）	１　通行禁止除外指定車 □ 通常郵便物、電報の集配等 □ 一般廃棄物の収集 □ 道路(附属物)、信号機、道路標識等の建設又は維持管理 ２　駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車 □ 通常郵便物、電報の集配等 □ 一般廃棄物の収集 □ 道路(附属物)、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理 □ 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復 □ 医師による緊急往診 □ 報道機関の緊急取材 □ 放置車両の確認及び標章の取付け □ 裁判所（執行官）の強制執行等 □ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 □ 保護観察所（社会復帰調整官）による緊急用務 □ 患者輸送車、車いす移動車
標章の使用者（主たる営業所）	住　所 氏　名
車両番号	

備考	本部受付	警察署受付
標 現在(旧)標章番号		

章番号	有効期限	年　月　日		
	※新標章番号			
	※交付年月日	年　月　日	受理者	㊞

注１　申請者は、署名した場合は、押印を省略することができる。
　２　申請者が法人であるときは、住所、氏名欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
　３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第３号の次に次の１様式を加える。

別記様式第３号の２（第３条の２関係）

□ 新規（期限切れ）　□ 再交付　□ 更新　□ 記載事項変更（　　）

（歩行困難者用）

駐車禁止等除外指定車標章交付申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請者　住所
　　氏名　　㊞
　　電話

標章の使用者（歩行困難者）				
	住所			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	運転免許の有無	有・無
	電話	（自宅）　（携帯） （勤務先／名称）		
	申請理由	□ 身体障害者手帳　□ 療育手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳 □ 戦傷病者手帳　□ 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症）		
	手帳の内容及び等級（該当する障害の区分を表す略語を○で囲むこと。）	手帳番号　第　号		
		視覚　聴覚　平衡機能　上肢　下肢 体幹　脳原性運動機能（上肢・移動） 心臓　腎臓　呼吸器　膀胱又は直腸 小腸　免疫　療育（A）　精神（１級）	等級 級	

備考	本部受付	警察署受付

標章番号	現在（旧）標章番号		受理者	㊞
	有効期限	年　月　日		
	※新標章番号			
	※交付年月日	年　月　日		

注１　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　２　申請者が法人であるときは、住所、氏名欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
　３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第６号を次のように改める。

別記様式第６号　削除

別記様式第７号及び別記様式第８号を次のように改める。

別記様式第７号（第７条関係）

駐車許可申請書　第　号 年　月　日	
申請者	住所 氏名　　㊞
車両番号	
駐車許可の日時	
駐車許可の場所	
駐車が必要な理由	
駐車場所周辺の見取り図	当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）は、別紙のとおりである。

上記申請については、次のいずれにも該当（ただし、４についてはそのいずれかに該当）することから申請いたします。

１　申請に係る日時
　○　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。
　○　目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。

２　申請に係る場所
　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所、方法ではない。

(1) 駐車禁止規制のみが行われている場所の場合
- 無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあっては道路交通法第45条第１項各号に掲げる場所ではない。

(2) 時間制限駐車区間の場合
- 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所ではない。

3　駐車に係る用務
○　公共交通機関等による移動では目的が達成できない。
○　５分を超えない貨物の積卸し（時間制限駐車区間においては、道路標識等により表示された時間以内での駐車）その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能である。
○　道路使用（道路交通法第77条第１項各号）を伴う用務ではない。

4　駐車可能な場所（該当する箇所の□にレ印を付けること。）
次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能である。
□　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合は、当該用務先の直近
□　その他の車両にあっては、用務先から概ね100メートル以内
□　これらの利用がおよそ不可能な理由（　　）

備　　考	

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第８号（第７条関係）

第　　号 駐　車　許　可　証	
申　請　者	住　所 氏　名
車　両　番　号	
駐車許可の日時	
駐車許可の場所	
駐車が必要な理由	
許　可　の　条　件	
年　月　日 警　察　署　長　印	

注意事項
1　許可の使用目的以外には、許可証を使用できません。
2　許可証を使用し駐車する場合には、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。
3　車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。
4　現場において警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
5　許可証は、有効期限が経過したとき、又は許可を受けた理由がなくなったときは、速やかに返納してください。
6　駐車は、できる限り短時間で終わるように努め、駐車目的を達成した後は速やかに移動してください。

注　規格は、Ａ列４番縦長とする

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成19年９月14日から施行する。

（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法施行細則（以下「旧細則」という。）第３条の２第１項第３号エ及び第５号カからケまでの規定により交付を受けた標章の効力は、当該標章の有効期限が満了するまでの間は、なお従前の例による。
3　前項に規定する標章のうち旧細則第３条の２第１項第５号キに規定する標章を受けている者で、この規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第３条の２第１項第５号エ(ｱ)の規定に該当しないこととなるものについては、新細則に規定する申請により、新細則の施行の日から起算して３年を経過する日までの間に限り新細則第３条の２第１項第５号エ(ｱ)の規定に該当するものとみなして標章を交付する。

正　誤

○平成19年7月31日（第1894号）

北海道告示第534号（海岸保全区域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
55	左	23から24まで
誤	北海道留萌土木現業所並びに小平町役場に	
正	北海道留萌土木現業所に	

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,860円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社